

民法(債権法)の改正法が成立 「賃貸借」への影響

引き続き民法改正における不動産への影響について考えてみたい。前回では改正項目が多岐にわたる中で「売主の担保責任」をフォーカスしたが、本稿では「賃貸借」を取り上げる。複数の改正項目の中で特に重要な3つのポイントを解説する。

PRBB通信第15回 AがBに貸していた建物で、もともと成立した民法(債権法)の改正法についてのご紹介がなされていました。改正項目は色々ありますが、今回は不動産の売主の担保責任についてフォーカスしての紹介がありましたので、今回は「賃貸借」を取り上げてみたいと思います。不動産賃貸借では、民法の特別法である借地借家法で判断される事も多いですが、民法自体が直接適用される場面も出てきます。賃貸借に関する改正は、これまで判例の積み重ねで作られてきたルールを明文化したというものが多くありますが、そればかりでもありません。賃貸借だけでも改正項目は複数ありますので、3つの項目に絞ってご紹介いたします。

●賃貸人たる地位の移

転
AがBに貸していた建物で、もともと成立した民法(債権法)の改正法についてのご紹介がなされていました。改正項目は色々ありますが、今回は不動産の売主の担保責任についてフォーカスしての紹介がありましたので、今回は「賃貸借」を取り上げてみたいと思います。不動産賃貸借では、民法の特別法である借地借家法で判断される事も多いですが、民法自体が直接適用される場面も出てきます。賃貸借に関する改正は、これまで判例の積み重ねで作られてきたルールを明文化したというものが多くありますが、そればかりでもありません。賃貸借だけでも改正項目は複数ありますので、3つの項目に絞ってご紹介いたします。

●賃貸人たる地位の移

転
AがBに貸していた建物で、もともと成立した民法(債権法)の改正法についてのご紹介がなされていました。改正項目は色々ありますが、今回は不動産の売主の担保責任についてフォーカスしての紹介がありましたので、今回は「賃貸借」を取り上げてみたいと思います。不動産賃貸借では、民法の特別法である借地借家法で判断される事も多いですが、民法自体が直接適用される場面も出てきます。賃貸借に関する改正は、これまで判例の積み重ねで作られてきたルールを明文化したというものが多くありますが、そればかりでもありません。賃貸借だけでも改正項目は複数ありますので、3つの項目に絞ってご紹介いたします。

●賃貸人たる地位の移

要点を押さえて契約書フォームの変更についてフォーカス

転
AがBに貸していた建物で、もともと成立した民法(債権法)の改正法についてのご紹介がなされていました。改正項目は色々ありますが、今回は不動産の売主の担保責任についてフォーカスしての紹介がありましたので、今回は「賃貸借」を取り上げてみたいと思います。不動産賃貸借では、民法の特別法である借地借家法で判断される事も多いですが、民法自体が直接適用される場面も出てきます。賃貸借に関する改正は、これまで判例の積み重ねで作られてきたルールを明文化したというものが多くありますが、そればかりでもありません。賃貸借だけでも改正項目は複数ありますので、3つの項目に絞ってご紹介いたします。

●賃貸人たる地位の移

転
AがBに貸していた建物で、もともと成立した民法(債権法)の改正法についてのご紹介がなされていました。改正項目は色々ありますが、今回は不動産の売主の担保責任についてフォーカスしての紹介がありましたので、今回は「賃貸借」を取り上げてみたいと思います。不動産賃貸借では、民法の特別法である借地借家法で判断される事も多いですが、民法自体が直接適用される場面も出てきます。賃貸借に関する改正は、これまで判例の積み重ねで作られてきたルールを明文化したというものが多くありますが、そればかりでもありません。賃貸借だけでも改正項目は複数ありますので、3つの項目に絞ってご紹介いたします。

●賃貸人たる地位の移

転
AがBに貸していた建物で、もともと成立した民法(債権法)の改正法についてのご紹介がなされていました。改正項目は色々ありますが、今回は不動産の売主の担保責任についてフォーカスしての紹介がありましたので、今回は「賃貸借」を取り上げてみたいと思います。不動産賃貸借では、民法の特別法である借地借家法で判断される事も多いですが、民法自体が直接適用される場面も出てきます。賃貸借に関する改正は、これまで判例の積み重ねで作られてきたルールを明文化したというものが多くありますが、そればかりでもありません。賃貸借だけでも改正項目は複数ありますので、3つの項目に絞ってご紹介いたします。

●賃貸人たる地位の移

転
AがBに貸していた建物で、もともと成立した民法(債権法)の改正法についてのご紹介がなされていました。改正項目は色々ありますが、今回は不動産の売主の担保責任についてフォーカスしての紹介がありましたので、今回は「賃貸借」を取り上げてみたいと思います。不動産賃貸借では、民法の特別法である借地借家法で判断される事も多いですが、民法自体が直接適用される場面も出てきます。賃貸借に関する改正は、これまで判例の積み重ねで作られてきたルールを明文化したというものが多くありますが、そればかりでもありません。賃貸借だけでも改正項目は複数ありますので、3つの項目に絞ってご紹介いたします。

●賃貸人たる地位の移

転
AがBに貸していた建物で、もともと成立した民法(債権法)の改正法についてのご紹介がなされていました。改正項目は色々ありますが、今回は不動産の売主の担保責任についてフォーカスしての紹介がありましたので、今回は「賃貸借」を取り上げてみたいと思います。不動産賃貸借では、民法の特別法である借地借家法で判断される事も多いですが、民法自体が直接適用される場面も出てきます。賃貸借に関する改正は、これまで判例の積み重ねで作られてきたルールを明文化したというものが多くありますが、そればかりでもありません。賃貸借だけでも改正項目は複数ありますので、3つの項目に絞ってご紹介いたします。

●賃貸人たる地位の移

今月の筆者

2000年弁護士登録。東京タワー近く
の事務所にて、不動産
案件を含め、企業事
務・一般民事事件に
幅広く対応している。
誠意を込めて、対
応を旨としている。

URL: <http://www.inamasu-law.com/>



服部法律事務所
弁護士
稲益 みつこ

コラムのご感想、ご意見は下記まで!

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
<http://www.fudosan-pro.biz/>